

人種差別撤廃委員会 一般的勧告30

——「市民でない者」の権利の明確化は人種的差別の撤廃の第一歩となるか?——

中村 隼人

要 約

二〇〇四年三月、人種差別撤廃委員会は人種差別撤廃条約（ICERD）の正しい解釈を示した、「市民でない者」の権利に関する一般的勧告30を策定した。ICERD第一条第二項が、締約国が定める市民と市民でない者に対する区別に関しては条約が適用されないとしているのをはじめ、「市民でない者」は現代国際人権法において保護の対象から除外されてきた。一方、テロ以降、「市民でない者」の人権状況は悪化の一途をたどっており、その権利保護の拡充などが叫ばれてきている。本稿は、報告として一般的勧告30の策定過程の議論を紹介し、これを、特に日本においてどのように使っていくことができるのか検討したものである。

はじめに

二〇〇四年三月一～二日の二日間、国連人種差別撤廃委員会（以下CERD）はテーマ別協議において「市民でない者の権利」の問題を取り上げ、同会期末には市民

でない者の権利に関して人種差別撤廃条約（以下ICERD）の正しい解釈を示した一般的勧告30を策定、同年八月にその内容を公にした。ソーンベリー（二〇〇三）によるとICERDが扱う差別はあくまでも「人種的差別」であり、差別事由が「白人」、「黒人」といったいわゆる生物学的な要素である必要は必ずしもない（二七）

二八頁)。よって、ICERDの枠組みに市民でない者の権利を読み込んだ結果としての今回の一般的勧告30の公表は、市民でない者の人権保護促進に今後大きな発展を期待させる者である。しかし、市民でない者に対する国際人権法による保護、そしてそれを人種差別の枠組みで捉える動きは国連レベルにとどまるものではない。実際に、欧州評議会に属する「人種差別と不寛容に関する欧州委員会」は人種差別を「人、または人の集団に対する軽蔑、若しくは、人、または人の集団に対する優越的な観念(中略)を正当化することを土壌とした信念(一般的政策勧告7、I-11a項)」と定義しており、市民であるか否かに伴う差別を人種差別として取り扱うという風潮は国際法では一般化していると言えよう。

一方で、現実世界においては「市民でない者の権利」が、皮膚の色や身体的特徴によって可視的な「人種差別」と比べて積極的に取り扱われてこなかったことにも注目する必要がある。市民でないものに対する差別も人種差別として積極的に取り扱うべきICERDそれ自体、第一条第二項において、この条約が「締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限または優先については、適用しない」と適用範囲を極めて限定的に捉えるアプローチを採用しており、同第一項においてICERD

RDにおける人種(的)差別を「人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限または優先」と規定しているのとは一線を画している。実際に、査証要件や入国審査時の市民と市民でない者の区別、国籍による区別といったことはどの国でも常識的に行われていることと言えよう。一方で市民でない者が、政治的にも社会的にもあらゆる局面で厳しい立場におかれているのも現実である。本稿では、まず、ICERDにおける市民でない者の権利に関するテーマ別協議開催に至る経緯を概観した後、テーマ別協議における発言を参照しつつ一般的勧告30の内容を分析し、さらには、現在の日本における人権問題を踏まえつつ、一般的勧告30をどのように使っていくことができるか考察していく。

市民でない者の権利―その淵源

市民でない者の権利に関する国連の関心は、国際連盟の時代にまでさかのぼることができる。一九一九年のウィルソンの提唱によってヴェルサイユで開かれた第一次世界大戦の講和会議会期中、日本の牧野伸顕外相は国際連盟規約草案第二一条として、加盟国に人種および国籍

を理由とした外国人差別をしない義務を課すことを提案している (Harman Burgas: 1992, p.449参照)。この提案は英米の強い反対により葬り去られることとなったが、国際人権法における差別撤廃に関する法規の形成期にあっては、いわゆる「人種」と国籍とが同様に扱われてきたことを物語っている。

しかしながら、第二次大戦後、国際連合が成立し、いざ「人権」が主要な文書に取り入れられ、人権諸条約が成立していくと、「人種」と国籍との間に次第に法的効果の違いが生ずるようになってきた。世界人権宣言第二条には、権利享有における無差別待遇に関して、「…人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見そのほかの意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはそのほかの地位等によるいかなる差別もなしに…」と列挙している。この条項に「国民的出身 (National Origin)」とあることから、一見、国籍が世界人権宣言における無差別待遇の範疇に入るものと解されよう。しかしながら、その成立過程ではこの「国民的出身」という語をめぐって激しいやり取りがされている。この部分に国民的出身という文言を挿入するように第五会期国連人権小委員会²⁾(以下、小委員会)にて提案を行ったのはソ連のポリシヨフ (Borisov) 代表であるが、出身地が同じであっても国籍

が違ふ人々がひとつの政府の管理のもとで暮らす状況を考慮した点が提案の論拠とされた³⁾ (Viardag: 1973, p.101参照)。これに対してオーストラリアは「国民的出身」を、国籍と同様のものであるが、より広い意味をもつものと解した。しかし、フランスとイギリスの共同修正案では、「国民的出身」が国籍と混同されるとして、「国民的」という言葉が削除されている (前掲, p.100参照)。結局のところ、小委員会は「国民的」という言葉を残すことに関してコンセンサスに至っているが、上位機関である人権委員会への報告においては、「国民的出身」という用語は、ある国家の市民という意味ではなく、国民性という意味で解釈されることを希望する」(E/CN.4/52, p.5)と記されており、市民でないことによる差別を読み込むことを拒否している。

その後、市民権の有無の人種概念からの分離は、様々な形で明確化されていく。事実、先に示したとおり、文言上、ICERDは「人種的差別」の適用範囲において市民でない者に関して明確に限定的なアプローチしか取っていない。しかしながらこれまでのCERDにおける議論の蓄積の結果、CERDは市民でない者に関して一般的勧告を出してきた実績がある。一九九三年に採択された一般的勧告11においては、外国人つまり市民でない

者に関する立法およびその実施について、締約国は ICERD の履行に関する政府報告書に報告する義務がある旨を明記し、続いて一般的勧告20においては ICERD の第五条に列記されている権利のうち、選挙で投票する権利や立候補する権利を除いたほとんどの権利は、市民でない者を含む締約国領域内にいるすべての人により享受される旨を明記している。一般的勧告11はまた、懸案となつている ICERD 第一条第二項が他の国際人権条約や様々な宣言で認められ規定されている権利を減ずるような解釈がなされてはならない、としている。

一方で、人権問題一般を専門家が議論する小委員会では、長い間市民でない者の権利が議論的的となつてきた。一九八〇年の時点では、モノやサービスの移動に伴い人間の移動が起こり、世界のさまざまな場所で一般市民とは別のカテゴリーとしての「外国人」、すなわち市民でない者が存在してきたこと (E/CN.4/Sub.2/392/Rev.1 para.3)、そして世界人権宣言がいかなる人間にも人権があることを謳っておきながら、先に述べたような乖離が起きていること (同 para.34) を指摘している。二〇〇〇年からは、米国ミネソタ大学教授であり国際人権法研究の第一人者であるデイビッド・ワイズプロット小委員会委員を特別報告者を指名し、市民でない者の権利に関

する包括的な研究が実施された。ワイズプロット特別報告者は、専門分野である法律を中心に、条約機関から出されている勧告や国際労働機関などのほか、国際機関における条約を含んだ国際人権基準および地域的な人権基準のうち、市民でない者の権利の保護促進に援用することのできるものを総ざらいして、現在、市民でない者の権利がどのように扱われているのかを明らかにした (中村・二〇〇四、七頁参照)。今回のテーマ別協議、および新たな一般的勧告の作成を検討した背景には、ワイズプロット特別報告者の任務が二〇〇三年の最終報告をもつて完了したことがある。

一般的勧告30の法的意義

では、なぜ再びこの時期に一般的勧告の作成が提案されたのだろうか。もちろん、今回のテーマ別協議にあたって NGO によるロビーイング (働きかけ) の取りまとめを担当したオープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアチヴ (OSJI。本部・ニューヨーク) をはじめ多くの国際人権 NGO は、ICERD 第一条第二項における制限的なアプローチが「国籍による区別」を名目にした明らかな差別行為を見えないものにしており、ICE

R Dの解釈をより発展させる必要があると説いた。これに続いて、難民として他国に逃れているブータン人、ビルマ人、エスニシティを理由に市民権を奪われたバルト諸国のロシア系住民、生まれ育ったロシアからエスニシティを理由に追放されたトウルク人が実例を挙げ、I C E R D第一条第二項の誤った解決がもたらす実害が明らかにされた。事実、後にこの一般的勧告の草案の作成を担当することになるキエラム委員（デンマーク）は、筆者のインタビューに、開口一番、一般的勧告30の目的として、第一条第二項の意味の明確化にあると答えている⁽⁴⁾。そして、その一般的勧告30の第二項で、I C E R D第一条第二項は差別の禁止に関する基本を損ねることなく設定されているとして、一般的勧告11や20では見られなかった詳細な勧告を締約国に行っている。

また、テーマ別協議には、O S J Iが組織した国際N G Oや当事者のほかに、個別に参加したマイノリティ一般の事項に関心を示すN G O、具体的にはロマの団体やマイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナルなどからの発言もあった。ことにロマの当事者団体にとって勧告30の策定への関与は、ロマの人権に関するC E R D一般的勧告27に続く貢献であった。ヨーロッパロマ権利センター（E R R C）の代表は、一般的勧告27によ

って、先にあげたヨーロッパ評議会での取り組みなどが進んだことを評価しながらも、西欧各国は、ロマが移民として自国に移住しようとする際には、市民でないことを理由に差別的待遇を正当化し、さらには自国にE U市民ではないロマが入ってこないように、「E Uの障壁」となっている東欧の国々にロマの受け入れを押し付けている実態を訴えている。また、移住労働者問題に関心を寄せるマイグランツ・ライツ・インターナショナル（M R I）の代表者は、移住労働者のなかでも女性や子どもがより甚大な人権侵害を受けている旨を報告した。これらの発言を見てみると、これまで人種やジェンダー、年齢などにおいて指摘されている差別の交差性・複合性に関して、市民でないこともその一要素となっている実態が明らかになったと捉えられよう。策定された勧告においても、第八項で特別に複合差別について最大の注意を払うよう国家に求めている。

テーマ別協議において市民でない者の権利に関するC E R Dの様々な新たな方向性が提案された一方で、C E R Dでは二人の委員（リンゲレン委員・ブラジル、アブル・ナスル委員・エジプト）が、I C E R D第一条二項、およびこれまでの二つの一般的勧告を通じたC E R Dの実績を挙げて、これ以上の一般的勧告作成には難色を示し

た。リンダ・グレン委員は、「実例」の被害者たちにとって CERD が裁判所のような具体的な解決機関でないとし、CERD の各国報告書審査において市民でない者の権利に関する勧告を出すことを通じて、改善を働きかける意義を強調した。しかしながら、ワイズブロット特別報告者は、市民でない者の権利に関して CERD が（これまで蓄積から一歩進めて）さらに包括的なアプローチを改めて示し、国際人権基準をさらに発展させる必要性を説いている。事実、二つの一般的勧告の策定以降は、市民でない者の権利が促進されるどころか、特に二〇〇一年九月一日以降のいわゆる「反テロ戦争」そして「反テロ対策」において、市民でない者の権利がさらに危機にさらされているという社会状況がある。加えて、テロリストをウサマ・ビン・ラディンに代表されるようなアラブ系・ムスリムと結びつけ、あるいは拉致問題に見られるような北朝鮮の組織的な行動を、関係するアイデンティティを持つ人々に対する人種的偏見に結びつけることにより、市民でない者に対する抑圧が助長されているなか、この時期に改めて一般的勧告を出す意義は大きかったといえよう。

近年のテロ対策を考えるならば、ICERD で謳われる人種差別的撤廃は、いかなる場合においても、停止

されてはいけない（インデロガティブな）法原則である」とされることも考慮する必要がある。自由権規約では「（国は）事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置を取ることができ」（第四条一項）として、国家の緊急時にはある程度の人権の制限を認めている。しかしながら、ICERD に規定される人種差別的禁止は国家の緊急時であれ、遵守しなければならぬものであることが、二〇〇二年に CERD によって声明の形で確認されており（CERD/C/60/Misc.22/Rev.6）、テロ撲滅のためという枠組みのもとで進められている様々な立法や対策が潜在的に有する差別的な効果を監視していくことが、CERD の関心の範疇として組み込まれている（Koufa: 2002, para.56 参照）。勧告30においても、反テロ対策における市民でない者に対する差別は許されないことを、特に明記している（第一〇項、二〇項）。

反差別政策を進めるための一般的勧告30

一般的勧告30は全三九項からなる長文であり、締約国の責任を確認し、取るべき措置を具体的に分野別に網羅している（申・二〇〇四、一一頁参照）。市民でない者に

関して特に規定した一般的勧告11が全三項のみだったことに鑑みると、大きな進歩といえる。キエラム委員はこの勧告がNGOの勝ち取ったものであることを強調し、この分野で活動するNGOに対し、一般的勧告の内容を草の根で共有し、各国における監視活動に大いに活用するよう求めている (Nakamura: 2004)。事実、キエラム委員はテーマ別協議に先立ち、NGOの会合にもオブザーバーとして参加し、当事者の声を直接聞く機会を多く持った。勧告で網羅されている内容が、例えば、勧告第二章において一般的措置が述べられているのに続き、第三章「ヘイト・スピーチ (差別的表現) および人種的暴力からの保護」、第四章「市民権へのアクセス」、第五章「司法運営」、第六章「市民でない者の追放および送還」、第七章「経済的、社会的、文化的権利」と、市民でない者が直面している問題が列挙されているのは、すべてNGOからの報告に対応しているといえよう。例えば人身売買被害者に関しては、被害者としての司法的救済を受ける権利(第一八項、二四項)、健康水準の保障(第三六項)の規定を通じて、適切な対応を政府に求めている。

また、こうした規定は、これまでCERDが各国報告書審査において積み上げてきた経験に基づき、反差別政策の進むべき方向を詳細に示していることにも注目する

必要がある。ことに、第三章の差別的表現および人種的暴力に関しては、各国報告書審査においてCERDは大きな関心を払ってきた⁶⁾とともに、テーマ別協議に関しては、MRIのようなNGOのみならず、ドゥドゥ・ディエン人種差別に関する特別報告者からも「市民でない者の人権が政治的な駆け引きの道具にされている」と報告があり、カリ・ツァイ委員 (グァテマラ) からは、移住労働者や移民などが受けるあらゆる危険を取り除いていくための包括的な法的枠組みを提示していく必要があることが提案された。これを受けて、勧告では差別的表現を行う危険性の高い主体として、政治家やメディア、教育者、政府職員、インターネットなどの電子通信媒体といった具合に、具体的な事例を挙げ、注意を喚起している。こうした「市民でない者の権利」の保護促進に関する措置は、ダーバン会議のフォローアップとして推し進められるべき反差別政策全体のあるべき姿を明確にしているともいえよう。

一般的勧告30を通じた市民でない者の権利に関する理論的な発展は、何も単に内容が詳しくなったというだけではない。むしろ、懸案であった市民でないことによる「区別」の許容範囲に関して、制限的に次の基準を設けたことにより、市民でない者に対する「区別」と称した

国家による差別を防ぐ上で大きな役割を果たすことが期待される。すなわち、第四項において「…市民権または出入国上の地位に基づく取り扱いの相違は、もしその相違の基準が、ICERDの趣旨および目的に照らして判断して、正当な目的のために適用されず、かつこの目的の達成に比例するものでなければ差別となる」とした。ボイド・ジュニア委員（米国）は、一般的勧告30の策定に関して、国家の行動を単に規制する消極的な意味合いではなく、国家に許される区別の基準を明確化する指針を設ける機会になると、むしろ積極的な意味合いで捉えている。したがって、申（二〇〇四）がこの第四項の新しい記述に関して、「今後市民でない者の権利に関する本条約上の基本原則として援用されていくことになる」（二二頁）と見ていることは、妥当であるといえよう。加えるならば、こうした基本原則が国家自らの手で援用され、自国の市民でない者の権利に関わる政策が変更されていくことが、条約の目的にかなった姿といえよう。

日本における「人種的差別」の撤廃のために

これまで一般的勧告30の「市民でないものの権利」をめぐる議論を通じて、一般的勧告30が「市民でない者の

権利」の保護促進に向けてどのような内容を備えてきたかを述べてきたわけであるが、最後に一般的勧告30が「市民でない者の権利」にとどまらず、「人種的差別」の撤廃に貢献するかという分析を加える必要がある。市民でない者の権利は成立過程を見ればわかるとおり、政治的な介入の結果、本来一体であるはずの人種的カテゴリーから無理やり外されていることは明らかである。これにも増して、「市民でない者の権利」は、性質上、人種的差別を克服する上で、最後の、そして最大のフロンティアとなっている点を加味する必要がある。

そもそも「市民でない者の権利」に関して問題が起るのには、ビザ発給、出入国管理、外国人登録といった、その国の「市民」が本質的に体験できない場であると考えられる。もちろん、ある国の市民が、機会を得て他国で「市民でない者」となって暮らし、そこでの問題を体験することはできるが、あくまでもそれは他国の制度における問題であって、自国の問題ではあり得ない。したがって、まずは一般的勧告30を徹底的に活用して、市民でない者の権利を可視的にしていくことが求められる。つまり、「市民でない者」の権利をいかに裁判において、政策において、さらには教育などあらゆる場面において実現していくか、一般的勧告30を根拠にフォロー（関係

当局への交渉を含めた働きかけ、民間レベルでの試みなどし、入国管理局など市民には見えにくい部分に対する人権監視のシステムを発展させていく必要がある。加えて、市民でない者として来日し人身売買のような犯罪被害に遭いながらも司法的正義を貫徹されなかつた者に対して、正義回復のための裁判の支援ならびに制度の整備といった、個人に対する国境を越えた法的支援体制の整備を進めることも必要であろう。

二〇〇四年一月には、日本の衆議院において、外国人居住者の地方参政権の承認に関して初めての議論が行われた。外国人居住者の地方参政権の問題、特に歴史的に無理やり日本国民に入れられながら、その後再び無理やりに日本国籍を奪われた在日コリアン（金一九九四、一頁、三二～三三頁）にとつては、「市民でない者の権利」を考へる際に頻繁に取り上げられる問題の一つである。しかしながら、成立過程を見ても、そして今回の一般的な勧告30においても、市民でない者の権利から参政権は除外されている（第三項）。市民でないことによるヘルスケアへのアクセス妨害や土地からの追放という物理的な被害があるなかでは、いかに各国政府に市民でない者に対する人権拡充措置を受け入れさせるかが重要になるがゆえ、テーマ別協議に在日コリアン当事者の参加が

なかつたことを考えれば、政治的に微妙な参政権の問題を条約の解釈に含ませていくことは、確かにあまり実際的でなかつたと推察できるだろう。

しかしながら、一般的勧告を通じて、市民でない者の権利の尊重が、インデロガティブな人種差別の撤廃に含まれることを強調したことは、これからの在日社会にとつて大きな武器となりうるはずである。衆議院における地方参政権の承認に関する議論では、安全保障関連分野での国から地方に対する機関委任事務を根拠に、「敵対する国の国籍を持つ」者に対する選挙権付与がもたらす国家の安全保障上の問題などが、地方参政権の承認に対して批判的な意見として出されている。

しかし、国家の機関事務を地方に委任するという行政制度上の問題を、市民でない者の権利の問題と同列に扱うことの妥当性は疑問である。特に、無辜の市民でない者に国家間の問題の責任を転嫁し、烙印を押して否定的なイメージを固定化させることに対しては、勧告の一二項において、「断固たる対応策を取る」ことを求めており、勧告に裏付けられた人種差別の撤廃がインデロガティブであれば、地方自治制度の根本問題を市民でない者の参政権付与の議論に持ち込むことは、法律的に見ても正当性を欠くものである。衆議院の議論はさらに、在日コ

リアンが日本国籍に帰化せずわざわざ他国籍を取得しているとして、日本国籍帰化申請が煩雑かどうかを検討するまでに「踏み外した」ものになっている。しかし、国籍を選択するという個人のアイデンティティにとって重要な問題について、文化的な背景、さらには帰化によって他国人コミュニティあるいは日本国籍者の中のマイノリティとなる心理的影響を無視して、獲得する権利の利益・不利益だけを基準に選択を迫ることが、本当に「選択」と呼べるのかどうかという本質的な問題もある。

これに加えて、勧告第一五項においては、「長期在住および永住者に対する市民権の拒否は、時として条約の非差別原則を損なうもの」としている。もちろん、こればバルト諸国のように特定の民族が国籍取得を絶たれた状況を加味したものだと思われるが、単に国籍取得へのアクセス確保ではなく、他国籍人（市民でない者）として必要な市民権へのアクセスを求めるアプローチを取っていることは、何人も市民的・社会的権利を確保すべきとする、CERDの姿勢を表している。つまり、少なくとも、原国籍の喪失を伴う日本への帰化を強調することは、市民でない者の権利の議論に合致しない。勧告30では、参政権そのものの正当性を直接に担保することはできないものの、積極的に日本の文脈において読み込むこ

とにより、少なくとも参政権付与に対する批判の不当性が明らかになるのである。

今回のテーマ別協議および勧告的意見の公表はワイズブロット特別報告者が意図したとおり、包括的な人権規定を発展させることには成功している。しかしながら、戦後五〇年以上にわたって続く市民でない者の権利の問題（在日をめぐる問題）に加えて、近年の難民・移住労働者・人身売買の問題を抱えている日本にとって、さらにもう一歩進めるための方策が必要であることは明らかであろう。何より、日本は市民でない者の権利の国際法上の確立を皮肉にも先手を切って提案した国でもある。外国人居住者の参政権の問題に関し、一般的勧告30において歯止めがかけられているとはいえ、国際政治の場面において市民でない者の権利を促進していくことは、温故知新の精神に照らしても「日本らしい」国際貢献といえよう。事実、テーマ別協議に先立って開かれたNGO間の戦略形成のためのセミナーでは、筆者は日本国籍保持者としてただ一人飛び入りで参加したのであるが、日本社会において「市民でない」ことによる抑圧がどのようなものであるか、当事者の生の声、そしてそれに対して答える日本政府の声聞けることを期待する国際人権NGOや草の根のNGOの姿があった。今、国内におけ

る市民でない者の権利に対する理解、および権利の保護の制度を発展させることが求められている。

注

- (1) 本稿の執筆は、二〇〇四年度原田伴彦記念基金に基づく国際人権人材養成事業を通じた支援を頂き、筆者自らジュネーブに赴き、一般的勧告30の全面的な採択に立ち会う機会、そしてモルテン・キエラム委員をはじめ関係者と直接議論する機会が得られたこと通じて、実現したものである。また、二〇〇四年三月のテーマ別協議に際しては、反差別国際運動ジュネーブ事務所の田中敦子さんの支援のもと、筆者自ら協議の詳細な議事録を作成することができ、市民でない者の権利の分析に重要な資料を得ることができた。関係者の皆様に心より感謝したい。
- (2) 国連・少数者保護および差別防止に関する小委員会。近年、正式名称を国連・人権の促進および保護に関する小委員会に変更。政府代表からなる国連人権委員会の下に置かれた専門家を中心とした機関。
- (3) 提案時では草案第六条。
- (4) インタビュー全文は Nakamura (2004) に掲載。また、ICERDが第一条第二項を通じて制限的なアプローチを取っていることに関して、テーマ別協議において、「国

- 際人権条約において市民でない者が人権保障の対象から除外されていること自体おかしなこと（ソーンベリー委員・英国）、「第一条第二項に関する正しい解釈を示し、反差別の原則に注意を喚起する必要がある（シシリアーノ委員・ギリシャ）」、「市民でない者に人権があるのは明らかでありギャップを感じる。国連システムを通じた人権促進を図るのであればCERDがこの問題の重大性を喚起すべき（ジャンニウアリ・バーディル委員・南アフリカ）」など、多数の委員から批判的な意見が寄せられた。
- (5) 例として、欧州連合指令2000/43/EC（人種平等に関する欧州連合指令）など。

- (6) 例えば、二〇〇一年三月八〜九日に行われた日本政府報告書審査においては、いわゆる石原発言やチマ・チョゴリ切りつけ事件などに対する制度的な対応が問題とされた。IMADR/JC（二〇〇一）、一三四〜二二二頁参照。

- (7) 第一六一国会衆議院「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」における永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員および長の選挙権等の付与に関する法律案（衆法第三号）審議、二〇〇四年一月一六日。

- (8) 衆議院ホームページ参照（二〇〇四年一月二二日訪問）。

http://www.shugjin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Ugoki/rinri16120041116002_f.htm

(9) 勧告30の第一五項で述べられている「市民権」は国籍のことを表し、日本における外国人居住者の参政権の議論とはなじまないという見方もあるだろう。しかし、市民権（国籍）取得における人種差別の禁止に関しては、第一四項で別に述べられており、第一五項では特別に、市民権の拒否による効果をまた違法な人種差別と認定している。つまり、一五項は少なくとも単に国籍が与えられれば良いとしているのではない。むしろ、この条項を通じてCERDは市民権の有無による差別的な効果に懸念を示しているのである。海外には二重国籍といった選択肢を設けている事例があることに鑑みても、原国籍を失う形での日本国籍への帰化を、参政権取得の唯一の手段とすることは問題であると言えよう。

参考文献

Harman Burgas, J. (1992) "The Road to San Francisco: The Revival of the Human Rights Idea in the Twentieth Century", *Human Rights Quarterly*, vol.14, pp.447-477.
IMADR-JC (二〇〇一)、『現代世界と人権15：国連から見た日本の人種差別』解放出版社。

金敬得、金英達（一九九四）、『韓国・北朝鮮の法制度と在日韓国人・朝鮮人』日本加除出版。

Koufa, K. (2002), "Terrorism and Human Rights", UN Doc. E/CN.4/Sub.2/2002/35.

中村隼人（二〇〇四）、「人種差別撤廃委員会で議論された「市民でない人びと」の権利：法務省の常識は国連の非常識？」

『IMADR-JC通信』一三〇号、七～八頁。

Nakamura, H. (2004) "A step forward? New General Recommendation for the rights of non-citizens", *Connect* (IMADR's Newsletter), issue. 5/2004, pp.4-5.

申惠丰（二〇〇四）、「人種差別撤廃委員会、一般的勧告30「市民でない者に対する差別」を採択」『IMADR-JC通信』

一三二号、一〇～一一頁。

ソーンベリー、パトリック（二〇〇三）、「人種差別撤廃条約における「人種」「世系」「カースト」」（川本和弘訳）『部落解放研究』一五五号、二六～四一頁。

Vierdag, E.W. (1973) *The Concept of Discrimination in*

International Law-with special reference to Human Rights, Martinus Nijhoff, the Hague.